

町 長	副町長	課 長	主 幹	担 当	合 議

別記様式第 4 号

会 議 等 結 果 報 告 書			
会議区分	会 議 ・ 打 合 せ ・ 協 議	文書番号	716
		決裁期日	令和 4 年 8 月 31 日
名 称	(8 月定例) 課長会議		
日 時	令和 4 年 8 月 31 日 午前 9 時 30 分～午前 10 時 25 分		
場 所	上富良野町役場 3 階第 2 会議室		
出席者	町長、副町長、教育長 課長職 13 人 事務局 1 人 合計 17 人		

内 容

◎ 町長あいさつ

- ・ 9 月議会も開会されることから、準備・対応等協力をお願いする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の第 7 波の対応や、資機材不足による納期への懸念もある中で入札等への対応準備についてもお願いする。

[進行：副町長]

1 9 月定例町議会の提出予定議案について【総務課】

総務課長：・別添資料により説明。

副 町 長：・第 3 回定例会の議案説明等に向けた準備をお願いする。

2 一般会計補正予算（第 4 号）の概要について【総務課】

総務課長：・別添資料により説明。

- ・補正予算第 4 号の概要は、資料のとおりである。

3 決算特別委員会について【総務課】

総務課長：・別添資料により説明。

議会からの資料要求は、9/21 に予定されている。

想定できる資料については、あらかじめ準備しておくこと。

成果報告書を再度確認し、修正等がある場合は、9/2 までに財政管理班に連絡すること。

その他

《全 体》

●新型コロナウイルス感染症における療養期間について

総務課長：現在、陽性者の療養期間は10日間となっており、保健所から同居の家族等の濃厚接触者については、5日間の経過観察することとなっている。

職場としては、同居の家族に陽性者がいる場合については、同期間出勤は控えてもらうようにしているので改めて周知する。

保健福祉課長：町内の認定こども園についても同様の取扱いとするよう調整した。

教育振興課長：学校についても同様の取扱いとした。あわせて学級閉鎖の取扱いについても文科省から通知があり、2人以上の校内感染が確認されたときのみ、学級閉鎖とすることとした。

●郵便料金計器の取扱いについて

総務課長：計器から印字される証紙については、切手と同じ取扱いとなり、計器に通した時点で料金計算されるものとなっている。料金等間違えた証紙については、現物を郵便局に提出しない限り減算されないので取扱いについては注意願いたい。後日、取扱いマニュアルを提示するので周知願う。

●会計年度任用職員の給与等について

総務課長：10/1 から最低賃金時給額が引き上げられ920円となる予定である。最低賃金額未満となる給与等については、最低賃金額以上となるよう、9月議会に条例改正を上程する。また、人事院勧告においても給与改定がなされ増額する見込みのため、今後の勤務体制等の確認をお願いする。人件費の予算については、12月議会に上程を予定している。

●福祉バスの納期について

保健福祉課長：入札発注している福祉バスについて、メーカーの工場閉鎖により納期内納車の心配があったのでメーカーに確認したところ、納期内での納車は問題ないとの返答があったので情報共有する。また、今後、同メーカーが製造するエンジン等に対しリコール等生じる可能性があるため、その対応が想定される。

◎ 来月の行事予定について

副町長：・以上で会議を閉じる。

閉 会

[会議終了：10時25分]